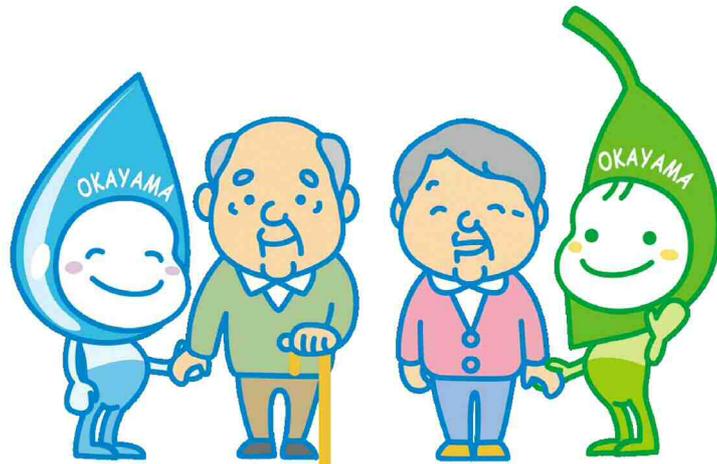


平成24年度

介護老人福祉施設

(介護予防)短期入所生活介護

集団指導資料



平成25年2月6日

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

目 次

日時：平成25年2月6日（水）

場所：岡山ふれあいセンター大ホール

資料1 指導監査について

- ・ 介護保険指定事業者に対する指導及び監査の実施方法 1

資料2 介護保険サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に係る条例制定について

- ・ 条例制定の概要 4
- ・ 基準条例施行後の運営規程の記載例 38

資料3 事業運営上の留意事項

- ・ 主な関係法令 43
- ・ 事業実施に当たっての留意事項について 45
- ・ 介護報酬算定上の留意事項について 52
- ・ その他の費用について 75

資料4 事業者指導課からのお知らせ

- ・ 事業者指導課に提出が必要な書類について 78
- ・ 平成25年度以降に「体制届」を提出する場合の追加書類 78
- ・ 平成26年3月31日で指定有効期間の6年を満了する施設等の更新手続について 79
- ・ 「変更届」、「体制届」に係る様式及び手引きのホームページ掲載について 79
- ・ 「条例施行規則」及び「運用上の留意事項」のホームページ掲載について 80
- ・ メールアドレス変更の際の事業者指導課（施設指導係）への報告について 80
- ・ 疑義照会（質問）について 80
- ・ 質問票 87

資料 1 指導監査について

介護サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

(1) 基本方針

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために実施するもの。

① 集団指導

原則として、毎年度 1 回、対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

② 実地指導

介護サービス事業者等の所在地において、実地指導担当者が施設内巡視、保存書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○ 指導内容について

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類

- ・ 運営規程
- ・ 申込者及び家族等に対し交付し説明する「重要事項を記載した説明文書」
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の 1 ヶ月）
- ・ 施設（事業所）のパンフレット、平面図
- ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
- ・ 自己点検シート（介護報酬編）

2 監査

(1) 基本方針

サービスの内容について、勧告、命令等行政上の措置に該当する内容であると認められる場合やその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために実施するもの。

■ 介護（予防）給付にかかる不正（が疑われる）内容 ■

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行っています。

3 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査

介護保険サービス事業者の不正事案を防止して介護保険サービスの適切な運営を確保する観点から、「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を受け、厚生労働省では、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し監査を実施」することし、岡山県において、平成20年度から順次この国の方針を踏まえ、営利法人が運営する介護サービス事業所に対する監査を実施してきたところです。岡山県からの事務移譲を受けて、本市においてはそれを引き継いで実施します。

本年度が、当該監査実施の最終年度となります。予定では2月中に対象事業所に通知予定としておりますので、事業者指導課から監査実施通知のあった事業所は、期限内に提出していただくようお願いします。

なお、報告徴収に従わず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあるので十分留意してください。

4 報酬請求指導

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

5 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。※
- ④加算報酬上の基準要件を満たし解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合は、適切な取扱いとなるよう指導します。

※平成19年3月1日付 厚生労働省介護保険指導室事務連絡 『「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ & Aについて』参照。→次ページへ

(別紙)

加算請求指導時等における対応

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指 導	<p>取扱いが不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時に利用者の状態等の把握はしているが、その内容が不十分 ・ 本人及び家族への説明及び同意は得ているが、同意に係る説明等が不十分 ・ 多職種協働で行うべき計画書の作成が特定の職種のみで実施されている ・ 介護支援専門員等に情報提供は行っているが、その時期や内容等が不十分 ・ 記録は保管されているが、記録内容が不十分 <p>等</p>	適切な取扱いとなるよう指導	無
	<p>基準等不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合 	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる	有

○著しく悪質で不正な請求と認められる場合（指導から監査への変更を含む）

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
監 査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

資料2 介護保険サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に係る 条例制定について（平成25年4月1日施行）

1 条例制定の概要

この資料は、本市独自基準の内容のうち、介護老人福祉施設及び短期入所生活介護（介護予防含む。）に関係する部分の概要をまとめています。

なお、文中の「法」は、「介護保険法（平成9年法律第123号）」のことです。

○独自基準について

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、施設においては、できる限り家庭に近い居住環境を整えるため、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 プライバシー保護、人権擁護のため
- 3 利用者負担軽減のため
- 4 サービスの質向上のため

《 条例概要の目次 》

	《頁》
（基本方針等）	
1 暴力団員の排除	・・・ 5
2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施	・・・ 6
3 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の実施	・・・ 7
4 地域包括支援センターとの連携	・・・ 9
（人員基準等）	
5 管理者の資格要件を設定（通所介護等）	・・・ 10
6 生活相談員の資格要件の緩和（特養等）	・・・ 12
7 機能訓練指導員の資格要件を明確に	・・・ 13
8 ユニットリーダーの研修要件を明確に	・・・ 15
（設備基準）	
9 入所、居住施設は耐火、準耐火構造を義務付け	・・・ 16
10 ショートステイ、特養の居室定員は原則として1人に、 サービス提供上必要と認められる場合は2人も可	・・・ 18
11 ショートステイ、特養、老健の食堂を居室階ごとに設置	・・・ 20
12 ショートステイ、特養、老健の浴室、便所はプライバシーを確保	・・・ 22
13 ユニット型事業所、施設の廊下幅を緩和	・・・ 25
（運営基準）	
14 多様な手法を用いた評価	・・・ 26
15 成年後見制度の活用支援	・・・ 28
16 研修の機会確保	・・・ 29
17 ショートステイ利用日数を要介護認定期間の1/2以下	・・・ 30
18 運営規程の整備	・・・ 32
19 非常災害対策の充実	・・・ 34
20 記録の保存期間を2年から5年へ延長	・・・ 36

1 暴力団員の排除

○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○対象サービス 全サービス共通

○条例の考え方

介護保険サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【介護老人福祉施設の例】※従来型・ユニット型共通

(一般原則)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

2. 指定介護老人福祉施設の開設者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該施設を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第3条）

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1) 申請者の要件（同条第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において既に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

○基準条例

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等を努力義務とする規定を追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進することは、介護保険サービスにおいて重要であることから、虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施の規定を設けます。

なお、障害福祉サービスでは、「利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と厚生労働省令で規定されています。

【介護老人福祉施設の例】※従来型・ユニット型共通

(一般原則)

第3条 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。(居宅基準条例第3条)

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則(居宅条例第3条)

(1)～(2) (略)

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等(同条第4項)

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者(以下「虐待防止責任者」という。)を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施しなければならない。

3 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の実施

○基準条例

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の実施を努力義務とする規定を追加します。

○対象サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○条例の考え方

社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人は、福祉サービスの利用者の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることが重要な目的であると考えられることから、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の実施を努力義務とします。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第45条）
（基本方針）

第4条（略）

5. 指定介護老人福祉施設は、生計困難者等に指定介護福祉施設サービスの提供を行うに当たり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け、指定介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めなければならない。

《解釈通知の案》

第1 基準省令の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第一 基準省令の性格」とあるのは「第一 基準省令の性格及び総論」と読み替え、第一の3の次に次の内容を加える。

4 一般原則（条例第3条）

(1) 指定介護老人福祉施設の要件（同条第1項）

指定介護老人福祉施設は、その入所定員が30人以上でなければならない。

(2) 暴力団員の排除（同条第2項）

（略）

(3) 人権の擁護及び虐待の防止等（同条第3項）

（略）

5 基本方針（条例第4条）

(1) 地域包括支援センターとの連携（同条第3項）

（略）

(2) 利用者負担額軽減制度事業（同条第5項）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることから、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の適用を受け、利用者負担額（食費及び居住費に係る利用者負担額を含む。）の軽減を実施するよう努めることにより、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることとしたものである。

第4 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意（条例第7条）

基準省令解釈通知第四の1は次のとおり読み替える。

1 内容及び手続の説明及び同意（同条第1項）

~~基準省令第4条は、~~指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の概要等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

4 地域包括支援センターとの連携

○基準条例

サービスの提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加します。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への求めがあった場合の参加を努力義務とします。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

第5期計画の基本目標にもなっている「地域包括ケアシステム」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第45条）
（基本方針）

第4条（略）

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第3条）

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(3)（略）

(4) 地域包括支援センターとの連携等（同条第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携に努めることとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

5 管理者の資格要件を設定（通所介護等）

○基準条例

現行の従うべき基準の内容については、国の基準どおりとし、管理者の資格要件を追加します。また、同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、**短期入所生活介護**、特定施設入居者生活介護、**認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）**

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○条例の考え方

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う等重要な責務を担う者ですが、国の基準にはその資格要件について規定されていないため、管理者の資格要件を追加します。なお、その資格要件については、特別養護老人ホームの長の基準に合わせます。

○経過措置

平成25年4月1日に当該事業所等の管理者である者については、2年間の経過措置があります。ただし、平成25年4月2日以降に当該事業所等の管理者となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

【介護老人福祉施設の例】※従来型・ユニット型共通 （管理者による管理）

第26条（略）

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、規則で定めるものでなければならない。

【介護老人福祉施設の規則案】

（管理者）

第8条 条例第26条第2項（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

ウ 管理者（居宅条例第103条）

基準省令解釈通知第三の六の1の(4)は次のとおり読み替える。

(4) 指定通所介護事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

その他については、訪問介護の場合と同趣旨であるため、基準省令解釈通知第三の一の1の(3)を参照すること。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第151条）

6 生活相談員の資格要件の緩和（特養等）

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている生活相談員の資格要件について追加します。また、社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

○対象サービス

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○条例の考え方

社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、介護支援専門員を生活相談員の資格要件に追加することとします。

【介護老人福祉施設の例】※従来型・ユニット型共通

（従業者の員数）

第5条（略）

(1)（略）

(2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3)～(6)（略）

2～4（略）

5 第1項第2号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものとし、常勤のものでなければならない。

【介護老人福祉施設の規則案】

（生活相談員）

第2条 条例第5条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

第2 介護サービス

8 短期入所生活介護

(1) 人員に関する基準

ア 生活相談員（居宅条例第150条第1項第2号及び第5項）

基準省令解釈通知第三の八の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員

生活相談員については、その者の実績等から、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

① 社会福祉主事任用資格を有する者

② 介護支援専門員

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第150条）

7 機能訓練指導員の資格要件を明確に

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている機能訓練指導員の資格要件について、規則において明確にします。

○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、**短期入所生活介護**、特定施設入居者生活介護、**認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）**

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護老人福祉施設の例】※従来型・ユニット型共通

（従業者の員数）

第5条（略）

(1)～(4)（略）

(5) 機能訓練指導員 1以上

2～6（略）

7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

【介護老人福祉施設の規則案】

（機能訓練指導員）

第3条 条例第5条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

イ 機能訓練指導員（居宅条例第102条第7項）

基準省令解釈通知第三の六の1の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」はもてあつて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者もの（以下「資格を有する機能訓練指導員」という。）とする。ただし、~~利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。~~

なお、平成24年8月1日において現に指定を受けている通所介護事業所

については、「通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について」（平成24年6月25日付け岡事指第184号、岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）により、機能訓練指導員の配置の経過措置を設けているため、この通知の適用を受ける事業所にあつては、平成25年6月30日までに資格を有する機能訓練指導員を配置し、その旨を届け出ること。

（注）削除した「ただし書」の内容は、指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針に記載しています。

（参考）

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中④の次に次の内容を加える。

⑤ 機能訓練（居宅条例第107条第1項第4号）

指定通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は向上を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

※規則及び解釈通知の案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第150条）

8 ユニットリーダーの研修要件を明確に

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されているユニットリーダーのうち研修要件を満たす者の員数について、明確にします。また、研修要件について、規則において明確にします。

○対象サービス（ユニット型のみ）

短期入所生活介護、短期入所療養介護（これらの**介護予防サービスを含む。**）

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設

○経過措置

ユニットリーダー研修を修了した者の員数について、当分の間、ユニットリーダー以外でユニットリーダー研修を修了した者（当該事業所等の管理者及び従業者）を含めることとします。

【介護老人福祉施設（ユニット型）の例】※ユニット型のみ

（勤務体制の確保等）

第53条（略）

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上（2ユニット以下のときは1人以上）の者は、規則で定めるものとする。この場合において、ユニット型指定介護老人福祉施設と当該ユニット型指定介護老人福祉施設に併設するユニット型指定短期入所生活介護事業所（岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）第173条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。）又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）第157条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）とは同一の施設とみなすことができる。

【介護老人福祉施設の規則案】

(ユニットリーダー)

第9条 条例第53条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。

※規則案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。
国の解釈通知をそのまま適用します。

※【短期入所生活介護（ユニット型のみ）】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第181条）

9 入所，居住施設は耐火，準耐火構造を義務付け

○基準条例

国の基準で認められている例外規定を削除し，耐火建築物又は準耐火建築物であることを義務付けます。

○対象サービス

短期入所生活介護，特定施設入居者生活介護（これらの**介護予防サービスを含む。**），地域密着型特定施設入居者生活介護，介護老人保健施設

○条例の考え方

利用者の特性を考慮し，利用者の安全性を確保するため，木造平屋建ての建物であっても，耐火建築物又は準耐火建築物とします。なお，特別養護老人ホームについても同様に，耐火建築物又は準耐火建築物あることを義務付けています。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている当該指定に係る事業所等の建物（施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）が木造かつ平屋建てである場合は，厚生労働省令の規定によることができます。

【短期入所生活介護（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第173条）
（設備及び備品等）

第153条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第170条において準用する第112条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第170条において準用する第112条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

《解釈通知の案》

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

ア 建物 基準省令解釈通知第三の八の2の(3)については、条例制定に伴い根拠となる基準がなくなるため適用しない。

※ 条例では下記第2項の内容を削除しています。

●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（参考）

【短期入所生活介護（従来型）の例】

（設備及び備品等）

第二百二十四条（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

10 ショートステイ，特養の居室定員は原則として1人に，サービス提供上必要と認められる場合は2人も可

○基準条例

特養の居室定員は国の基準どおりとし，短期入所生活介護の居室定員を特養の基準に合わせ，原則1人，サービス提供上必要と認められる場合は2人とする事ができることとします。また，2人とする事ができる基準について，規則において明確にします。

○対象サービス（従来型のみ）

短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○条例の考え方

居住環境に配慮し，プライバシーが確保された居室の整備を基本とするため，特養の居室定員は国の基準どおりとします。なお，短期滞在であっても居室の考え方は特養と同様なので，ショートステイの居室定員を特養の居室定員に合わせます。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等の居室の定員は4人以下とすることとします。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※従来型のみ
（設備）

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は，次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，規則で定める入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は，2人とすることができる。

【介護老人福祉施設の規則の案】

（居室）

第4条 条例第6条第1項第1号アただし書に規定する規則で定める入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は，次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合

(2) 入所者の経済的負担の軽減，地域の実情等により，2人部屋の整備が必要であると認められ，かつ，次のいずれにも該当する場合

ア それぞれの入所者が専用する区画は，窓に面していること。

イ 入所者同士の視線が遮断され，入所者のプライバシーが十分に確保されていること。

- ウ 入所者同士の視線を遮断する仕切りは、入所者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。
- エ 容易に個室に転換できるように設計上の工夫に努めていること。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

利用者の日常生活には個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦等の家族で居室を利用する場合や利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等によりサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。なお、夫婦等の家族以外で居室を利用する2人部屋は、次のとおりとする。

- ① それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していなければならず、2人部屋を仕切って窓のない区画を設けることは認められない。
- ② 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーの確保を前提とした上で、居室を隔てる仕切りについて、カーテンなどで仕切られているものは認められず、パーテーション、家具等利用者の安全を確保するに足りる素材でなければならない。
- ③ 2人部屋の整備の要件として、「利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等」を定めているところであるが、利用者負担の仕組み、利用者のニーズ及び本市における事業所の整備数は、その時々で変動することが見込まれることから、容易に個室に転換できるように設計上の工夫に努めていることが必要である。

※【短期入所生活介護（従来型のみ）】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第153条）

11 ショートステイ、特養、老健の食堂を居室階ごとに設置

○基準条例

従来型サービスについて、食堂の位置等についての規定を追加します。なお、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合の例外規定を設け、詳細については規則において明確にします。

○対象サービス（従来型のみ）

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設

○条例の考え方

利用者の居室のある階ごとに居室に近接して食堂を設置することで、利用者及び従業者の食堂への移動負担を軽減することができます。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等については、食堂の位置の規定は適用しません。ただし、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除きます。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※従来型のみ （設備）

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 食堂は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし、各階ごとの面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の入所定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、規則で定める基準を満たすときは、この限りでない。

【介護老人福祉施設の規則案】

（食堂）

第7条 条例第6条第1項第7号イただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、入所者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

（略）

(13) 食堂及び機能訓練室（居宅条例第153条第5項第2号）

- ① 食堂及び機能訓練室の合計した面積を3平方メートルに当該事業所の利用定員を乗じて得た面積以上確保した上で、居室のある階ごとの食堂の面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならないとしたものである。ただし、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合で、利用者の食堂への往来に支障がない場合には、当該階に食堂を設けないことができる。
- ② 機能訓練室については、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合であれば、食堂と同一の場所として差し支えない。

※短期入所生活介護（従来型のみ）の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第153条）

12 ショートステイ、特養、老健の浴室、便所はプライバシーを確保

○基準条例

浴室及び便所の設備基準を追加します。なお、脱衣室及び便所の詳細については、規則において明確にします。

○対象サービス（便所は従来型のみ）

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設

○条例の考え方

利用者のプライバシーを確保し、安全に安心して入浴ができる環境を整えます。また、利用者のプライバシーを確保した便所を整備します。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等の浴室及び便所の基準は、厚生労働省令の規定によることができます。ただし、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除きます。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第46条）
（設備）

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 浴室

ア 浴槽を1つとすること。

イ 規則で定める基準に従い、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。

ウ 浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。

エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、要介護者が入浴するのに適したものとすること。

【介護老人福祉施設の規則案】

（浴室）

第5条 条例第6条第1項第3号イ及び第46条第1項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。

(2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

（略）

(13) 食堂及び機能訓練室（居宅条例第153条第5項第2号）

（略）

(14) 浴室（居宅条例第153条第5項第3号）

- ① 浴室には、浴槽を1つとし、原則として、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- ② 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られており、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- ③ 浴室及び脱衣室の扉が、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、利用者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、利用者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

（居宅基準条例（従来型は第153条）（ユニット型は第173条））

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※従来型のみ （設備）

第6条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) （略）

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 便房は、規則で定める基準を満たすものとする。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、要介護者が使用するのに適したものとすること。

【介護老人福祉施設（従来型）規則の案】※従来型のみ （便所）

第6条 条例第6条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。

(2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

（略）

(13) 食堂及び機能訓練室（居宅条例第153条第5項第2号）

（略）

(14) 浴室（居宅条例第153条第5項第3号）

（略）

(15) 便所（居宅条例第153条第5項第4号）

便所の扉は、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、利用者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、利用者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

※【短期入所生活介護（従来型のみ）】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例153条）

13 ユニット型事業所，施設の廊下幅を緩和

○基準条例

ユニット型事業所，施設の廊下幅について，地域密着型特養の廊下幅を参酌し，緩和します。

○対象サービス（ユニット型のみ）

短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護
介護老人福祉施設，介護老人保健施設

○条例の考え方

ユニット型施設のサービス基盤の整備が円滑に進められるように廊下幅を緩和します。
なお，利用者の安全確保の観点から，円滑な避難が可能な廊下幅とします。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等の廊下幅の基準は，厚生労働省令の規定によることができます。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

【介護老人福祉施設（ユニット型）の例】※ユニット型のみ （設備）

第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は，次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし，ユニット内の廊下（中廊下を除く。）の幅は，円滑な避難に支障がないと認められる場合には，1. 5メートル以上とすることができる。

※【短期入所生活介護（ユニット型のみ）】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第173条）

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

8 短期入所生活介護

(4) ユニット型指定短期入所生活介護

廊下（同条第6項第1号）

基準省令解釈通知第三の八の4の(3)中⑪は次のとおり読み替える。

⑪ 廊下

ユニット型指定短期入所生活介護事業所のユニット内においては，多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから，廊下の幅の一律の規制を緩和する。

~~ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより，利用者，従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは，アールコープを設けることなどにより，利用者，従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。~~

このほか，ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については，基準省令解釈通知第三の八の2の(6)を準用する。この場合において，第三の八の2の(6)中「居室，静養室等」とあるのは，「居室等共同生活室」と読み替えるものとする。

●指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（参考）
（設備）

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

四 廊下幅

一・ハメートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・ハメートル以上）として差し支えない。

14 多様な手法を用いた評価

○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部の者による評価及びそれらの結果の公表を努力義務とします。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部評価を努力義務とすることで、自己評価では見えない視点からのサービスの質向上が期待できます。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第48条）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第16条（略）

6 指定介護老人福祉施設は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

10 特定施設入居者生活介護

(3) 運営に関する基準

ア 指定特定施設入居者生活の提供の取扱方針（居宅条例第228条）
基準省令解釈通知第三の10の3の(6)に次の内容を加える。

提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、利用者及び利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

【短期入所生活介護（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第176条）
（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第157条（略）

6 指定短期入所生活介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知の案》※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）
基準省令解釈通知第三の一の3の(12)中①は次の①のとおり読み替え、②の次に次の③の内容を加える。

① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならないものである。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

【外部評価について】

現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限られません。自己評価のみではなく、第三者の観点から、サービスの評価を行うよう努めてください。

15 成年後見制度の活用支援

○基準条例

成年後見制度の活用支援について追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援することを明記します。

【介護老人福祉施設の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。(第20条準用)
(相談及び援助)

第20条 (略)

2. 指定介護老人福祉施設は、必要に応じ、入所者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

(居宅基準条例(従来型は第163条)(ユニット型は第163条準用))

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針(居宅条例第22条及び第23条)

基準省令解釈通知第三の一の3の(12)中①は次の①のとおり読み替え、②の次に次の③の内容を加える。

① サービスの質の評価(居宅条例第22条第2項)

(略)

③ 成年後見制度の活用支援(居宅条例第23条第2項)

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定訪問介護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

16 研修の機会確保

○基準条例

研修計画の作成，研修の実施，計画的な人材育成の規定を追加します。

○対象サービス

全サービス共通

○条例の考え方

従業者の資質向上のために，研修計画を作成，当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また，安定した事業運営のために，計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第53条）
（勤務体制の確保等）

第30条（略）

3 指定介護老人福祉施設は，従業者に対し，その資質の向上のために研修計画を作成し，当該計画に従い，研修を実施しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は，従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

（居宅基準条例（従来型は第110条準用）（ユニット型は第181条））

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第32条）

基準省令解釈通知第三の一の三の(19)中①及び③は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録（同条第1項）

（略）

③ 研修の実施及び人材育成（同条第3項及び第4項）

指定訪問介護事業所の訪問介護員等の質の向上を図るために作成する「研修計画」は，当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに，個別具体的な研修の目標，内容，実施時期等を定めた計画を策定すること。なお，当該研修には，高齢者の人権擁護，虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また，作成した研修計画に従い，当該事業所内で研修を実施するとともに，研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

17 ショートステイ利用日数を要介護認定期間の1/2以下

○基準条例

利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、ショートステイを利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めることを追加します。

○対象サービス

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

○条例の考え方

居宅介護支援事業者等と連携して効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画となるようにします。なお、この利用日数の目安については、個々の利用者の状況等に応じて弾力的に運用することが可能であり、機械的な適用を求めるものではありません。

【短期入所生活介護（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第155条準用）
（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第155条（略）

3. 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

●指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（参考）

【居宅介護支援の例】

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第十三条（略）

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

《解釈通知の案》

8 短期入所生活介護

(3) 運営に関する基準

ア 指定短期入所生活介護の開始及び終了（居宅条例第155条）

基準省令解釈通知第三の八の三の(2)に次の内容を加える。

短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えな

い」という目安については、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能であるとされている。

したがって、短期入所生活介護事業所の管理者又は従業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議又は照会等において、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を述べなければならない。

また、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めること。

18 運営規程の整備

○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故（発生の防止及び）発生時の対応、虐待を防止するための措置に関する事項、成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。さらに、入所系サービスについては、身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続についても、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

※運営規程の記載例をP38～42に掲載しています。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第52条）
（運営規程）

第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 事故発生の防止及び発生時の対応
- (7) 非常災害対策
- (8) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 成年後見制度の活用支援
- (11) 苦情解決体制の整備
- (12) その他施設の運営に関する重要事項

※【短期入所生活介護（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第180条）

（運営規程）

第166条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種，員数及び職務の内容
- (3) 利用定員(第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時，事故発生時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手續
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要事項

(注) 運営規程の記載事項のうち、 箇所以外の項目は、従来型とユニット型で内容が異なりますので御注意ください。

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】の内容も同趣旨です。

8 短期入所生活介護

(3) 運営に関する基準

エ 運営規程（条例第166条）

基準省令解釈通知第三の八の3の(13)中⑤は次の⑤のとおり読み替え，⑤の次に次の⑥の内容を加える。

⑤ ~~その他運営に関する事項~~身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手續（第9号）

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、~~あらかじめ~~運営規程に定めておくことが望ましい。

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）

訪問介護の場合と同趣旨であるため，第2の1の(1)のイの④を参照すること。

《解釈通知の案》

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

イ 運営規程（居宅条例第30条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(17)中③の次に次の内容を加える。

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（同条第7号）

指定訪問介護事業者は，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，運営規程に定めること。具体的には，虐待防止責任者の選任，従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

19 非常災害対策の充実

○基準条例

非常災害対策の内容を追加します。

○対象サービス

通所・入所サービス共通（訪問系サービスを除く。）

○条例の考え方

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うとともに、策定した具体的な計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けます。また、非常災害時には、従業者だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、近隣の自治体、地域住民、介護保険事業者等との協力体制の整備に努めること、災害時要援護者の支援を行うため、高齢者等特に配慮を要する者の受入れに努めることを努力義務とします。

【介護老人福祉施設の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第32条準用）

（非常災害対策）

第32条 指定介護老人福祉施設は、当該施設が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該施設の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、非常災害時における入所者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。（居宅基準条例第112条準用）

《解釈通知の案》※【介護老人福祉施設】【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア～エ (略)

エ 非常災害対策（居宅条例第112条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(6)に次の内容を加える。

また、指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定通所介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。

20 記録の保存期間を2年から5年へ延長

○基準条例

従業者の勤務記録、介護給付費等の請求及び受領等の記録についても含め、保存期間を「2年間」から「5年間」に延長します。

○対象サービス

全サービス

○条例の考え方

公費の過払いの場合（不正請求を含まない。）の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから、返還請求において特に必要となる記録についても含め、文書の保存期間を5年間とします。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第53条）
（勤務体制の確保等）

第30条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。

（居宅基準条例（従来型は第110条準用）（ユニット型は第181条））

《解釈通知の案》

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア・イ （略）

ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第32条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(19)中①及び③は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録（同条第1項）

指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

【介護老人福祉施設（従来型）の例】※ユニット型の内容も同趣旨です。（第43条準用）
（記録の整備）

第43条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備して

おこななければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第30条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 法第40条に規定する介護給付及び第14条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

※【短期入所生活介護】の内容も同趣旨です。(居宅基準条例第169条)

《解釈通知の案》

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

エ 基準省令解釈通知第三の一の三の(26)の次に次の内容を加える。

(27) 別居親族に対するサービス提供の制限(居宅条例第26条)

(略)

(28) 記録の整備(居宅条例第42条)

利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。

利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、介護保険法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。